

後撰和歌集卷十九・二十の歌群構成について

福田 孝

一 はじめに

第一勅撰集古今和歌集は整然とした構成を持つといわれ、高く評価されている。後撰和歌集は、それを継ぐ第二勅撰集の位置を持つものの、「歌はたゞとり集しまゝにて再の吟味をだにせざるまゝにて伝はれるなるべし（賀茂真淵）」、「歌の分類などもはなはだ錯雑しておつて、整序されたあとを見ること不可能である（風巻景次郎）」²、とかつてから貶めて評されている。

のちに後撰和歌集の独自性を評価しようと、長濱民子氏が「一分の隙もなく十分客観的な裏づけの許に、整然と位置づけられている」と述べられ、完全に意図された排列があるとされた³。これに対し松田武夫氏は、古今和歌集では同一の主題を持つ歌は一箇所にとめられているのに対して、後撰和歌集では「[核]は十五箇所、「恋」は七箇所、「梅」は六箇所にはばまかれてゐる」ことを論拠に、「後撰集の春の歌の組織は、最初、古今集の春歌の組織に準拠してその骨子が作られた。その際、春の季節に關係のある恋の歌をも採用した。その場合、主題的意識により、同一主題のもとに所屬する歌は一箇所にまとめら

れてゐた。然るに、何等かの意図により、多分、撰者の手によつたものと思はれるが、それが適宜分散されて、現存本の如き組織が出来上つた」「失敗した一例」であると反論された⁴。この松田氏の論も後撰和歌集が全くの無秩序未整序であるといつた立場ではない。

この松田氏の論に対して何人かの方が修正論を提示された。辻田昌三氏「後撰集四季部の排列は、古今集的な排列に恋歌等人事に關係した歌を適宜配置した、自然―人事の交錯を目標とした新たな排列を企図しながらも、未だ完成の途次にある状態をそのまま残したものである」。寺内由紀子氏「歌が何時よまれたかに注意して歌を排列することが方針であり、「郭公」という主題でまとめるといふことには重きをおいていない」「実際の自然の推移順に歌を排列しようとした結果、主題分裂といわれる現象を起している」。杉谷寿郎氏「古今集一流の主題の展開による構成法を基本としながらも、それを時節に即して適宜分散して排置するといふ排列法であつた」。これらのご指摘に拠るならば、後撰和歌集は古今和歌集の作り出した排列方法とは異なつた排列をめざしており、その独自性を評価すべきであるといふことになるであらう。

これらの言及は排列が比較的見てとりやすい四季の部立における歌の排列を論じたものである。恋の部立はたとえば古今和歌集での排列についての指摘も人によってその整理がずいぶん異なったものになるように簡単でない。後撰和歌集においてもまだ恋や雑の部立の排列の指摘はあまりなされていない。

本論では、これまであまり指摘されてこなかった、後撰和歌集の末二巻、すなわち巻十九・二十に所収されている、離別・慶賀・哀傷の四つの部立でなされている歌群構成を指摘することによって、後撰和歌集撰者が歌集をどのように構成しようとしたのかの意図をいささかなりとも確認したいと思う。まず歌数が少ない「慶賀」「羈旅」を、つぎに歌数が多い「哀傷」「離別」を検討していく。

二 巻二十「慶賀」の歌群構成

慶賀の部立について、今野厚子氏は慶賀に歌の排列はないとされ、その受賀者から慶賀のまとまりを見ようとされた。だが、歌々の言葉の上での連関からでなく、詠歌事情に着目することで慶賀の部立のまとまりを見つけられるように思われる。巻二十の前半をなす、慶賀の部立全十八首の詞書と詠み人とを掲出する。

- 一首目 1368 「女八の親王、元良の親王のために四十賀し侍りけるに、菊の花を挿頭に折りて 藤原伊衡朝臣」
二首目 1369 「典侍あきらけい子、父の宰相のために賀し侍り

けるに、玄朝法師の裳・唐衣縫ひてつかはしたりければ 典侍あきらけい子」

三首目 1370 「題しらず 太政大臣」

四首目 1371 「章明の親王、冠しける日、遊びし侍りけるに、右大臣これか歌詠ませ侍りけるに 賀之」

五首目 1372 「賀のやうなることし侍りける所にて よみ人しらず」

六首目 1373 「左大臣の家の男子女子、冠し、裳着侍りけるに 賀之」

七首目 1374 「人の冠する所にて、藤の花をかざして よみ人しらず」

八首目 1375 「女の許につかはしける」

九首目 1376 「年星行なふとて、女檀越の許より数珠を借りて侍りければ、加へてつかはしける ゆいせい法師」

十首目 1377 「左大臣の家に脇息心ざし贈るとて加へける 僧都仁教」

十一首目 1378 「今上、帥の親王と聞こえし時、太政大臣の家に渡りおはしまして帰らせ給ふ、御贈物に、御本奉るとて 太政大臣」

十二首目 1379 「御返し 今上御製」

十三首目 1380 「今上梅壺におはしましし時、薪木樵らせて奉り給ひける」

十四首目 1381 「御返し 御製」

十五首目 1382 「東宮の御前に、呉竹植ゑさせたまひけるを 清正」

十六首目1383 「院の殿上にて、宮の御方より碁盤出ださせたまひける、碁石^{いし}の蓋^{かぶた}に 命婦^{いのとめ}いさぎよき子」

十七首目1384 「西四条の親王^{みぎ}の家の山にて、女四^{めよ}の親王^{みぎ}の許^{もと}に 右大臣^{みぎの大臣}」

十八首目1385 「十二月ばかりに、冠^{かんむり}する所にて 貫^{つらゆき}之^の」

三首目詞書には「題しらず」とあるが、歌に「今年^{ことし}より若菜^{わかな}に添^そへて」とあり、賀算の歌と知られる。とすると、一首目から七首目には、賀算・賀算・賀算・冠・賀算・冠・冠と、賀算と加冠^{かかん}（装着）のさいに詠まれた歌々が集められていると見える。

八首目以降には、十八首目の末尾歌以外にこのような賀算や加冠の歌はまったく見られない。

九首目からの八首を見よう。ここでの詠歌の契機事情は、数珠を返す・脇息を贈る・本を贈る・薪を奉る・呉竹をお植えする・碁盤を出すといったことであり、物の移動・遣り取りに関わっていると言える。歌にはそれぞれ「百年に八年」「万世」「祝ふ心・聖の御代」「行末の道遠くとも」「君がため多くの年を」「年の数積まむとすなる」「千代もこもれる」「君が代の尽きむ限りは」といっためでたい語句が含まれており、物の遣り取りに關わって寿ぎの気持ちで詠まれる歌を賀歌として入れたものと見える。

奇妙なのは、一首目から七首目の歌群・九首目から十六首目の歌群それぞれの末尾に賀歌とは見えない歌が位置していることである。

八首目1375 「君がため松の千歳^{ちとせ}の尽きぬべしこれよりまさむ神の世もがな」

十七首目1384 「並み立^たてる松の緑の枝分^わかず折^をりつつ千代^{ちよ}を誰とかは見む」

いずれも恋の歌と見えるのだが、「千歳」「千代」といった長い年月をいう言葉が「松」「松の緑」とともに詠まれているゆえに、この慶賀の部立に入れられているものと推される。

そして、部立末尾には加冠に關わる歌が載る。

十八首目1385 「十二月ばかりに、冠^{かんむり}する所にて 貫^{つらゆき}之^の」
祝ふことありとなるべし今日^{けふ}なれど年のこなたに春^{はる}も来^きにけり」

加冠の歌なので、最初の歌群に含まれるはずのものである。が、寺内由紀子氏が「後撰集は四季部八卷、恋部六卷、雑部四卷、離別^{りべつ}驛旅部一卷、慶賀哀傷部一卷、合計二十卷で構成されているが、面白いことに、離別^{りべつ}驛旅を除く全ての部立の最後に、年末に詠まれた歌が位置されているのである」といわれているように、後撰和歌集では「離別^{りべつ}驛旅を除く全ての部立の最後」に歳暮の歌が載せられている。この方針にしたがって、この一首はここに位置しているのであろう。

以上、「慶賀」の歌を歌群としてまとめると次のようになる。

1368 } 1374 賀算・加冠のさいの歌

1375 前後の歌群に属させ得ない歌（恋の歌）

1376 } 1383 もののやり取りに關わつてのめでたい歌

前の歌群に属させ得ない歌(恋の歌)

1385 末尾を飾る歳暮の歌(加冠のさいの歌)

三 卷十九「羈旅」の歌群構成

卷十九の後半の部立をなす「羈旅」も全十八首である。

まず最初五首の詞書と詠み人を示す(以降、論述にしたがって詞書と詠み人を掲出する)。

一首目1350 「ある人、賤しき名取りて遠江国へまかるとて、

初瀬河を渡るとてよみ侍りける よみ人しらず」

二首目1351 「たはれ島を見て」

三首目1352 「東へまかりけるに、過ぎぬる方恋ひしく覚えけるほどに、河を渡りけるに、浪の立ちけるを見て

業平朝臣」

四首目1353 「白山へまうでけるに、道中より頼りの人につけてつかはしける」

五首目1354 「中原のむねぎが、美濃の国へまかり下り侍りけるに、道に女の家に宿りて、去りがたく覚えければ、二三日侍りて、やむごとなき事によりてまかり発ちければ、絹を包みて、それが上に書きて送り侍りける

中原宗興」

一首目「遠江国へまかる」、三首目「東へまかる」、四首目「白山へまうでけるに」、五首目「美濃の国へまかり」とあるように、

京から地方への下向時の旅の途次での詠と見える。二首目のみが「たはれ島を見て」とあって下向時のものと確認できないが、同じ歌群として扱うことは可能と思われる。

六首目1355は後考する。

次の五首の詞書と詠み人を示す。

七首目1356 「法皇、宮の滝といふ所御覧じける、御供にて

菅原右大臣」

八首目1357 「道まかりけるついでに、ひぐらしの山をまかり侍りて」

九首目1358 「初瀬へ詣つとて、山の辺といふ辺りにて詠み侍りける 伊勢」

十首目1359 「宇治殿といふ所を」

十一首目1360 「海のほとりにて、これかれ逍遙しけるついでに 小町」

七首目「宮の滝(大和国吉野)」、九首目「山の辺(大和国)」、十首目「宇治(山城国)」とあり、八首目は七首目と同じ折の歌であるので、四首はいずれも畿内での詠である。十一首目には地名はないが、「逍遙」とあって重い旅ではないと見え、海辺とあるところからすると、難波近辺での詠を想定してよいと思われる。これら五首は畿内にあつての歌と見ることができ、十一首目詞書「逍遙しける」が明示するように、「遊行従駕の旅」と見られる旅中にあつての詠がまとめられていると見える。十二首目1361も後考する。

次の五首の詞書と詠み人を示す。

十三首目 1362 「法皇、遠き所に山踏みしたまうて、京に帰りたまふに、旅宿りしたまうて、御供にさぶらふ道俗、歌詠ませ給ひけるに 僧正聖室」

十四首目 1363 「土左より任果てて上り侍りけるに、舟の内にて月を見て 貫之」

十五首目 1364 「題しらず 亭子院御製」

十六首目 1365 「京に思ふ人侍りて、遠き所より帰りまうて来ける、道に留まりて、九月ばかりに よみ人しらず」

十七首目 1366 (十六首目 1365 の詞書と詠み人が及ぶ)

十三首目「京に帰り給ふに」、十四首目「土佐より…上りはべりけるに」、十六首目・十七首目「京に思ふ人侍りて…帰るまうて来」とあり、四首はいずれも「遠き所」「土左」から「京」に上る旅の途次での詠である。十五首目 1364 は「題しらず」だが、歌に旅寝を思わせる言葉「草枕」があるので前後の歌同様に長い旅の途次の詠と見ることが可能と思われ、これら五首は地方から都に上ってくる際に詠まれた歌と見られる。

このように、五首ずつが、それぞれ下向途次の歌群、都近くの遊覧の歌群、上京途次の歌群と見られる。が、各歌群の末尾に前後の歌群に属させ得ない歌がそれぞれ一首ずつある。

その一首である第六首目 1355 は「土左よりまかり上りける舟の内にて見侍りけるに、山の端ならで、月の浪の中より出づるや

うに見えければ、昔、安倍の仲鷹が、唐にて「ふりさけ見れば」と言へることを思ひやりて 貫之

都にて山の端に見し月なれど海より出でて海にこそ入れ」である。十四首目 1363 に「土左より任果てて上り侍りけるに、舟の内にて月を見て 貫之

照る月の流るる見れば天の河出づる水門は海にぞありける」があり、二首ともに土左国から上京する船中での詠であり、いずれも同じ「土左日記」から取られたと思われる。「歌はたゞとり集しまゝにて」であれば、二首は並置されるはずだが、十四首目は上京途次の歌群内に載せられ、六首目は上京途次の詠でありながら下向途次の歌群と畿内での遊覧の歌群との間に挟まるかたちでわざわざ離して載せられている。

また第十二首目 1361 は、「東なりける人の計へまかりける道に、相模の足柄の関にて、女の、京にまかり上りけるに会ひて

真静法師

足柄の関の山路をゆく人は知るも知らぬもうとからぬかな」である。下向途次の歌と見え、前後の都近くでの遊覧の歌群にも上京途次の歌群にもやはり属させ得ない歌である。これらは慶賀の部立に前後の歌群に属させ得ない恋の歌があったのと同様の現象と思われる。

羈旅歌の最終歌十八首目 1367 「宮の滝といふ所に、法皇おはしましたりけるに、仰せ言ありて 素性法師

秋山に惑ふ心を宮滝の滝の白泡に消ちや果ててむ」

これは、「遊行従駕の旅」歌群中の、七首目・八首目「法皇、宮の滝といふ所御覧じける、御供にて」と、同じ折の詠である。

やはり意識して、部立末尾に位置せしめたと思われる。

以上、「歸旅」の歌を歌群としてまとめると次のようになる。

1350 下向途次の歌

1355 前後の歌群に属させ得ない歌（上京途次の歌）

1356 都近くの遊覧の歌

1361 前後の歌群に属させ得ない歌（下向途次の歌）

1362 上京途次の歌

1367 末尾となる歌（都近くの遊覧の歌）

四 卷二十「哀傷」の歌群構成

卷二十の後半のなす、哀傷の部立は全四十首である。一見したところ、この部立で歌群構成を見出すことは難しい。しかし、歌群構成はあるように思われる。同一事や同じような事情に関わると思われる歌々が見受けられるにも関わらず、併置されていらないからである。

醍醐天皇の死を悼む三条右大臣と兼輔の贈答とが、四首目1389・五首目1390とに、そして十一首目1396・十二首目1397・十三首目1398とにある。五首を隔てている。

妻勤子内親王の死を悼む右大臣師輔と内侍のかみとの贈答七首目1392・八首目1393があり、やはり妻勤子内親王の死を悼む右大臣師輔の歌二十首目1405がある。十一首を隔てている。

妻の死を悼む兼輔の歌十四首目1399があり、やはり妻の死を悼みながら兼輔が貰之と贈答した三十九首目1424・四十首目1425があ

る。二十四首を隔てている。

夫保明親王の死を悼む妻玄上朝臣女と大輔との贈答二十一首目1406・二十二首目1407・二十三首目1408があり、詞書「人を亡くなして」とあるだけなので亡き夫を悼む贈答と断定できないが、やはり同じ玄上朝臣女と大輔との、人の死を悼む贈答二十五首目1420・三十六首目1421が載る。十一首を隔てている。

あるいは、伊勢の歌がこの哀傷の部立には六首取られている。九首目1394伊勢歌・十首目1395の贈答があり、六首を隔てて、十七首目1402伊勢歌と十八首目1403伊勢歌（十七首目とは別時のもの）とが載る。そこから十五首を隔てて、三十四首目1419伊勢歌が載り、そこから二首を隔てて、三十七首目1422伊勢歌と三十八首目1423伊勢歌（三十七首目とは別時のもの）とが載る。

太政大臣忠平が兄の死を悼んで人と交わした贈答二首目1387・三首目1388があり、同じ太政大臣忠平が妻の死を悼んだ十六首目1401が載る。十三首を隔てている。

清正が藤原守文とやり取りをした贈答二十四首目1409・二十五首目1410清正歌があり、三十一首目1416に別の清正歌とが載る。五首を隔てている。

以上のように、同一の人や人々が同一人の死を悼んだ歌や贈答歌、あるいは別時ではあっても同一人の詠になる歌々、これらが離されて置かれている。やはり「歌はただとり集しまゝにて」であるならば並べて載せられている可能性が高く、わざわざ離して位置せしめたのであるから撰者に何らかの意図があったと推されるところである。

以上の判断に拠って、歌群を見て取りやすいところから哀傷

の部立を検討していく。

まず、二十四首目140から十首の詞書と詠み人を見る。

二十四首目140 「清正が枇杷大臣の忌に籠りて侍りけるにつ

かはしける 藤原守文」

二十五首目141 「返し 清正」

二十六首目141 「兼輔朝臣亡くなりてのち、土左の国よりま

かりのぼりて、かの粟田の家にて 貫之」

二十七首目142 「そのついでに、かしこなる人」

二十八首目143 「人のとぶらひにまうで来たりけるに、「早

く亡くなりなき」と言ひ侍りければ、楓の紅葉に書き

付け侍りける 戒仙法師」

二十九首目144 「亡くなりて侍りける人の忌に籠りて侍りけ

るに、雨の降る日、人の問ひて侍りければ よみ人

しらず」

三十首目145 「人の忌果てて、もとの家に帰りける日」

三十一首目146 「敦忠朝臣身まかりて又の年、かの朝臣の

小野なる家見むとて、これかれまかりて物語し侍りけ

るついでに、詠み侍りける 清正」

三十二首目147 「親のわざしに寺に詣で来たりけるを聞きつ

けて、「もるともに詣でましものを」と人の言ひけれ

ば よみ人しらず」

三十三首目148 「返し」

二十四首目詞書には「枇杷大臣の忌」に籠る「清正」に、「藤

原守文」が、歌を送ったと書かれている。哀傷の部立には、当

該歌まで、誰かに死なれた人、すなわち死者の近親者とその

死を悼む歌が載せられており、ここにはじめて、死者の近親

者への、第三者からの歌が出る。二十六首目、二十八首目も、

死者の近親者に第三者が送った体裁と見てよい歌である。ま

た、二十九首目・三十二首目が第三者からの問い掛けに対し

て死者の近親者が第三者に答えた歌から贈答が始まっているも

のである。三十首目は詞書からは第三者とは無縁であるように

見えるが、歌には「ふるさとに君はいづらと待ち問はば」とあ

り、やはり死者について人から問われることが詠まれている。

以上に加え、このあたり、二十四首目・二十九首目・三十首目

「忌」、二十八首目「人のとぶらひ」、三十二首目「親のわざし

と、服喪といった死後の行事に関わる歌が多い。二十六首目

141、三十一首目146は死後の行事とは関わらない歌であるが、亡

くなつた人の家を第三者が訪れての詠である。これら十首は、

服喪など死後の行事に関わつての、第三者の歌もしくは第三者

とのやり取りを中心とした歌群と見える。

次に、十四首目139からの六首の詞書と詠み人を見る。

十四首目139 「妻の身まかりてのち、住み侍りける所の壁に、

かの侍りける時書きつけて侍りける手を見侍りて

兼輔朝臣」

十五首目140 「あひ知りて侍りける女の身まかりけるを、

恋ひ侍りける間に、夜更けて鴛鴦の鳴き侍りければ

閑院左大臣」

十六首目1401「七月ばかりに、左大臣の母身まかりにけるときに、思ひに侍りける間」後の宮より萩の花を折りて給へりければ 太政大臣」

十七首目1402「亡くなりける人の家にまかりて、帰りての朝に、かしこなる人につかはしける 伊勢」

十八首目1403「大和に侍りける母身まかりてのち、かの国へまかるとて」

十九首目1404「法皇の御服なりける時、鈍色のさいでに書きて人に送り侍りける 京極御息所」

十四首目は妻を失った夫が後日その筆跡を目にして詠んだもの、十五首目は妻を失った夫が鴛鴦の声に触発されて詠んだもの、十六首目は、詞書が分かりにくいのが、「左大臣(実賴)の母」すなわち詠み人「太政大臣(忠平)」の妻の死後に、「後の宮(忠平妹である穩子)」から「萩の花」を贈られてそれに触発されて、忠平が詠んだ歌である。十五首目・十六首目にはそれぞれ「忍ひ侍りける間」「思ひに侍りける間」と似た表現がある。これら三首は、夫が妻の死後しばらくしてから何かに触発されて彼女を慕って詠んだ歌と見える。

また、十九首目には、詞書に「鈍色のさいで(喪服を作った余り布)」に書いて人に送ったとあり、歌は「墨染の濃きも薄きも見る時は」と喪服によって亡夫をふたたび追慕しており、最初の三首と同歌群と見える。そして十七首目と十八首目の二首も、十七首目の歌に「遺水の底は涙に流して」と、十八首目の歌に「ふるさとの奈良のならびて見し人も無み」とあり、そ

れぞれ「遺水」「奈良(という地名)」に触発された、亡き人を恋うる歌と見得るように思われる。こうして、これら六首は、「人の死後、しばらくしてから何かに触発されて詠じた歌」の歌群と見てよいように思われる。

以上のようにしてみていくと、ここまでに見た、十四首目1399から始まる六首の歌群と、二十四首目1400から始まる十首の歌群との、直前の、それぞれ三首が似たような事情で詠まれた歌であることに注意が行く。

十一首目1396「先帝おはしまさで、又の年の正月一日送り侍りける 三条右大臣」

十二首目1397「返し 兼輔朝臣」

十三首目1398「重ねてつかはしける 三条右大臣」

の、三首の贈答と、

二十一首目1406「先坊失せたまひての春 大輔につかはしける 玄上の朝臣のむすめ」

二十二首目1407「返し 大輔」

二十三首目1408「同じ年の秋 玄上朝臣女」

の、三首の贈答である。いずれも、死なれた翌年の春に、亡き人を通して詠まれた歌の贈答である(二十三首目1408は「秋」ではあるが、「同じ年」とあるので二十一首目・二十二首目の贈答と一連と見てよいだろう)。また、二十首目1405「女四の親王

のかくれ侍りにける時

右大臣

昨日まで千代と契りし君を我が死出の山路に尋ぬべきかな」も、詞書からも歌内容からも前後の歌群に含めえない（「慶賀」十七首目1384の恋の歌に関連する歌である）。これらは、鬪旅と慶賀で見てきたのと同様に、前後の歌群に属させ得ない歌であるとみえる。

次に冒頭十首の詞書と詠み人を示す。

一首目1386「敦敏が身まかりにけるを、まだ聞かで、東より

馬を送りて侍りければ 左大臣」

二首目1387「兄の服にて、一条にまかりて 太政大臣」

三首目1388「返し（詠み人不明）」

四首目1389「先帝おはしまさで、世の中思ひ嘆きてつかはしける 三条右大臣」

五首目1390「返し 兼輔朝臣」

六首目1391「時望朝臣身まかりてのち、果ての頃近くなりて、人の許より「いかに思ふらむ」と言ひ遣せたりければ

時望朝臣妻」

七首目1392「女四の親王の文の侍りけるに、書きつけて内侍のかみに 右大臣」

八首目1393「返し 内侍のかみ」

九首目1394「女四の親王の事、とぶらひ侍りて 伊勢」

十首目1395「返し よみ人知らず」

詞書を見るかぎり、詠まれた事情の共通性をこれらには見出

せない。しかし、詠者が死者とどのような関係にあるのかに留意すると、順に、子に死なれた親（二首目）、兄に死なれた弟（二三首目）、主人に死なれた家臣（四・五首目）、夫に死なれた妻（六首目）、妻に死なれた夫（七・八首目）、知人に死なれた第三者（九・十首目）と、様々な縁故者に死なれ残された人の歌である。同一縁故となる人の死を悼んだ歌がない、ここにこの歌群の特徴があると思われる（また、先に見た十一首目1396から十三首目1398の三首をこの歌群に含めるわけにはいかない。含めると、四首目・五首目の贈答と重複することになる）。この歌群は、様々な縁故人との死別を悲しむ歌群と見える。最後に、三十四首目1419以降の七首を見る。

三十四首目1419「題しらず 伊勢」

三十五首目1420「人を亡くなして、限りなく恋ひて、思ひ入りて寝たる夜の夢に見えければ、思ひける人に、「か

くなむ」と言ひつかはしたりければ 玄上朝臣女」

三十六首目1421「返し 大輔」

三十七首目1422「在原敏春が身まかりけるを聞きて 伊勢」

三十八首目1423「ひとつが侍りける鶴のひとつが亡くなり

にければ、留まれるがいたく鳴き侍りければ、雨の降り侍りけるに 伊勢」

三十九首目1424「妻の身まかりての年のしはすの晦の日、

古言言ひ侍りけるに 兼輔朝臣」

四十首目1425「返し 貫之」

三十四首目は、哀傷の部立のなかで唯一の「題知らず」であり、「程もなく誰も遅れぬ世なれどもとまるはゆくを悲しとぞ見る」と、死者を見送るにあつての普遍的な感慨の歌となつてゐる。歸旅・慶賀そして当該の哀傷において歌群と歌群のあいだに、それぞれの歌群に属させることができない歌が必ずあることを考えると、この歌がその歌になつてゐると思われ。また、末尾の三十九首目・四十首目の贈答は、慶賀で見たのと同様に、歳暮の歌であることによつてここに位置せしめられてゐると思われる。あいだにある四首は、三十五首目と三十六首目の贈答が夢に亡き人を見るところ特殊な事情の歌、三十七首目が人名「敏春」に「来む年春の花」と言葉を遊ぶ歌、三十八首目が人間でなく鶴の哀傷のさまを詠んだ歌であり、これまでの歌群に入れることのできない拾遺の歌群と見える。

哀傷の部立は次のようにまとめられるように思われる。

1386 ～ 1395 様々な縁故人との死別を悲しむ歌

1396 ～ 1398 前後の歌群に属させ得ない歌（翌正月の贈答）

1399 ～ 1404 死別後しばらくして何かに触発されて詠まれた歌

1405 ～ 1408 前後の歌群に属させ得ない歌

（女四の宮哀傷歌・翌春の贈答）

1409 ～ 1418 服喪などの死後の行事に関わつての、第三者もしくは第三者とのやり取りを中心とする歌

1419 前後の歌群に属させ得ない歌（普遍的な感慨の歌）

1420 ～ 1423 拾遺

1424 ・ 1425 末尾を飾る歳暮の歌（亡き妻をしのぶ贈答）

五 卷十九「離別」の歌群構成

卷十九の前半をなす、離別の部立には全四十七首が載る。この部立においては、これまでの歸旅・慶賀・哀傷と同様に詠歌事情によつて歌群の指摘ができる部分もあるが、全てにわたつてではない。前後の歌群に属させ得ない歌がない・歌人伊勢に關わる歌が二箇所集中的に載る、といった点で不審が残る部立である。指摘できる限りに對して歌群を確認していく。

最初六首の詞書と詠み人を示す。

一首目 1304 「陸奥へまかりける人に、火打ちをつかはすとて書き付け侍りける 貫之」

二首目 1305 「あひ知りて侍りける人の東の方へまかりけるに、桜の花の形に幣をしてつかはしける よみ人しらす」

三首目 1306 「遠くまかりける人に、饞し侍りける所にて橘直幹」

四首目 1307 「下野にまかりける女に、鏡に添へてつかはしける よみ人しらす」

五首目 1308 「信濃へまかりける人に、蕪き物つかはすとて駿河」

六首目 1309 「遠き国へまかりける友達に、火打ちに添へてつかはしける よみ人しらす」

これらはすべて下向する人に対して餞別を送る、それに添える歌として詠まれたものが集められていると見える。

次の九首の詞書と詠み人を示す。

七首目1310「京に侍りける女子を、いかなる事か侍りけむ、

心愛しとて留め置きて因幡の国へまかりければ　む
すめ」

八首目1311「伊勢にまかりける人、疾く往なむと心もとなが
ると聞きて、旅の調度など取らすものから、畳紙に
書き取らす、名をば馬と言ひけるに」

九首目1312「返し」

十首目1313「同じ家に久しう侍りける女の、美濃の国に親の
侍ける、訪ひにまかりけるに　藤原きよただ」

十一首目1314「遠き国にまかりける人に、旅の具つかはしけ
る、鏡の箱の裏に書き付けてつかはしける　おほく
ぼののりよし」

十二首目1315「この度の出で立ちなむもの憂くおぼゆる」
と言ひければ　よみ人しらず」

十三首目1316「相知りて侍りける女の、人の国にまかりける
につかはしける　公忠朝臣」

十四首目1317「返し　女」

十五首目1318「三月ばかり、越の国へまかりける人に、酒た
うびけるついでに　よみ人しらず」

これらは最初の歌群とは異なり、下向する人に餞別にこたわ

らないで送られた歌を集めた歌群と見える。八首目に「旅の
調度など取らす」とはあるが、「ものから」と逆接でつなげて
懐紙に書いて渡したとあつて単純に餞別に添えた歌とはみえな
い。十一首目も「旅の具つかはしける」とあるが、「鏡の箱の
裏に書き付けて」とあつて単純に餞別に添えた歌とはなつてい
ない。また、前の歌群と異なり、七首目「心愛しとて」、八首
目「疾く往なむと心もとながる」、十二首目「この度の出で立
ちなむもの憂くおぼゆる」と、旅立つ人の心情に関わる語句が
詞書にある。旅立つ人の心情を受けてどう言い送ったのが歌
内容に関わるためである。

次の五首の詞書と詠み人を示す。

十六首目1319「善祐法師の、伊豆の国に流され侍りけるに

伊勢」

十七首目1320「題しらず　よみ人も」

十八首目1321「返し」

十九首目1322「亭子の帝降りあたまうける秋、弘徽殿の壁に
書き付けける　伊勢」

二十首目1323「帝、御覧じて御返し」

この五首は詞書の内容からは共通点が見出せない。十六首
目、十九首目の詠み人は伊勢である。十七首目「背かれぬ松の
千歳のほどよりもともどもとだに慕はれぞせし」、十八首目「と
もどもと慕ふ涙の添ふ水はいかなる色に見えてゆくらむ」は『伊
勢集』に載る（西本願寺本287番歌・286番歌）。『伊勢集』には哀

傷歌として載り、歌内容からはそれが妥当である。旅に關わらない離別の贈答と理解するのであるうか。不審もあるが、ともかくすべて伊勢に關わる歌と見ることができ、歌人伊勢に關わる点を機縁としてこの五首があると思われる。

次の八首の詞書と詠み人を示す。

- 二十一 首目 1324 「陸奥へまかりける人に、扇調じて歌絵に書かせ侍りける よみ人しらず」
- 二十二 首目 1325 「宗于朝臣の娘 陸奥へ下りけるに」
- 二十三 首目 1326 「返し」
- 二十四 首目 1327 「男の、伊勢の国へまかりけるに」
- 二十五 首目 1328 「旅にまかりける人に、装束つかはすとて、添へてつかはしける」
- 二十六 首目 1329 「返し」
- 二十七 首目 1330 「旅にまかりける人に、扇つかはすとて」
- 二十八 首目 1331 「友則が娘の、陸奥へまかりけるにつかはしける 藤原滋幹がむすめ」

先に見た、饒別に關わるか否かという点に關わつて言え、両方が混在し、詞書だけからではこの歌群の共通性は見出せない。しかし、歌を見ると、二十二 首目 1325 「つゆけき旅」、二十三 首目 1326 「涙の雨に濡れつつ」、二十四 首目 1327 「涙河まづは袖にぞ流る」、二十五 首目 1328 「袖濡れて」、二十六 首目 1329 「涙ぞ先にたちける」と、涙に關わる歌が五首連なっていることが注目される。詞書で歌群が認識できず不審が残る。

次の三首の詞書と詠み人を示す。

- 二十九 首目 1332 「筑紫へまかるとて、きよい子の命婦に送りける 小野好古朝臣」
- 三十 首目 1333 「出羽より上りけるに、これかれ馬の餞しけるに、土器取りて 源のわたる」
- 三十一 首目 1334 「平のたかとをが、賤しき名取りて人の国へまかりけるに、忘るなど言へりければ、たかとをが妻の言へる」

三十一 首目は、無年号 A 類本では「平のたかとをが、賤しき名取りて人の国へまかりけるに、忘るなど言へりければ、たかとをが詠める」と、「たかとを」を詠み人とし（承保三年本も「たかとを」を詠み人とする）、「忘るな」と人から言われた「たかとを」が「忘るなど言ふに流るる涙河憂き名を濯ぐ瀬ともならなむ」と詠んだとする。これに従うと、見送る人の詠んだ歌がここまで載せられていたのに対し、この三首は見送られる立場すなわち旅立つ人が詠んだ歌を集めた歌群と見ることができ

る。

次の四首の詞書と詠み人を示す。

- 三十二 首目 1335 「相知りて侍りける人の、あからさまに越の国へまかりけるに、幣心ざすとて よみ人しらず」
- 三十三 首目 1336 「返し」
- 三十四 首目 1337 「秋、旅まかりける人に、幣を紅葉の枝につ

けてつかはしける」

三十五首目¹³³⁸「西四條の齋宮の九月晦日下り給ひける、供なる人に、幣つかはすとて 大輔」

三十二首目「幣心ざすとて」、三十四首目「幣を紅葉の枝につけて」、三十五首目「幣つかはすとて」とあるところから、この四首は幣を贈るのに関係する歌を集めたものと見える。
次の十首の詞書と詠み人を示す。

三十六首目¹³³⁹「ものへまかりける人につかはしける 伊勢」

三十七首目¹³⁴⁰「題しらず 贈太政大臣」

三十八首目¹³⁴¹「返し 伊勢」

三十九首目¹³⁴²「よみ人しらず」

四十首目¹³⁴³「返し 伊勢」

四十一首目¹³⁴⁴「甲斐へまかりける人につかはしける」

四十二首目¹³⁴⁵「舟にて物へまかりける人につかはしける」

四十三首目¹³⁴⁶「返し よみ人しらず」

四十四首目¹³⁴⁷「舟にて物へまかりける人」

四十五首目¹³⁴⁸「返し 伊勢」

末尾四首が船旅に関わる贈答でありはするが、詞書からは歌群の共通性は見出せない。三十七首目「来むと言ひて別るるだにもある物を知られぬ今朝のまして侘びしさ」、三十八首目「さらばよと別れし時に言はませば我も涙に溺ほれなまし」が男女の後朝の離別の贈答、三十九首目「春霞はかなく立ちて別ると

も風より外に誰か訪ふべき」・四十首目「目に見えぬ風に心を比へつつやらば霞の別れこそせめ」が恋の離別の贈答、と旅に関わらない離別の歌が混ざり、しかも全てが伊勢に関わる歌である。哀傷の部立では伊勢に関わる歌が分散されて位置せしめられていたことと比すと、十六首目¹³¹⁹から二十首目¹³²³の五首に伊勢に関わる歌が集中するのと同様に、不審が残る歌群である。

そして、末尾に一首、独立すると思われる貫之の歌が載る。

四十六首目¹³⁴⁹「遠き所にまかるとて、女の許につかはしける

貫之

忘れじと殊に結びて別ればあひ見むまでは思ひ乱るな」以上、不審が残る箇所もある。未定稿あるいは草稿本流布といつたことに関わるのであろうか。まとめると、次のようにな

1304 〓 1309 贈答品（餞別）に関わる、見送りの歌

1310 〓 1318 贈答品（餞別）に関わらない、見送りの歌

1319 〓 1323 歌人伊勢に関わる歌

1324 未詳

1325 〓 1329 涙に関わる見送りの歌

1330 〓 1331 未詳

1332 〓 1334 旅立つ人の詠んだ歌

1335 〓 1338 幣に関わる見送りの歌

1339 〓 1348 歌人伊勢に関わる歌（船旅に関わる歌など）

1349 末尾となる歌（貫之歌）

六 まとめとして

以上、後撰和歌集の末二巻に所収される「離別」「羈旅」「慶賀」「哀傷」は、全くの無秩序でなく、どういう事情で詠まれた歌であるかに基づいて歌が類別され歌群としてまとめられていることを見てきた。例外と思われる特異な事例もありはするし、離別の部立のようにその原則が適応できないこともありはするが、末二巻においてこの大原則はおよそ貫かれているとおぼしい。したがって、本稿で試みたように、その歌群の認識は詞書に拠るだけでほぼ可能となる。また、「羈旅」「慶賀」「哀傷」の三部立にあつては、前後の歌群に位置づけることのできない歌が、歌群に挟まる或は歌群の末尾に置かれるということがあつた。未定稿といったことに関わる現象かも知れないが、異種の歌を置くことで、前後の歌群の、歌群としてのまとまりが際立つようにしたとも解し得るように思われる。

古今和歌集においては、時の進行に合わせながら、主題によつて歌群が構成され、併置される歌々の言葉が連関照応するよう、歌々は排置されていると言われる。例えば、「哀傷」前半の他人の死を悼む歌群においても、葬送・服喪・忌み明け後と時の推移にしたがつて歌が並べられ、言葉の上で密接に連関するように歌が並べられ、整然とした排列を持つている。

こうした古今和歌集における精緻な歌の排列を、後撰和歌集の末二巻において見出すことが稿者にはいまのところできていない。たしかに、「慶賀」の第二歌群の今上帝に関わる四首の

前後に、別の二首ずつが排されていて対称の歌序に、あるいは「哀傷」の第三歌群で前から三首目に貫之が兼輔の旧宅を、後ろから三首目に清正が敦忠の旧宅を訪れて故人を偲ぶ歌が挿入されていてやはり対称の歌序に、と歌序に意を用いているのではないかと思われる箇所も多々ありはする。また「慶賀」「哀傷」の二部立では部立の最後に歳暮の歌が排されているといったこともありはする。が、言葉の連関や時の進行に従つた排列といった、排列への顧慮はないように見える。たとえば慶賀の前半歌群において歌は賀算・賀算・賀算・冠・賀算・冠・冠の順に並べられているが、どのような排列原理が働いてこの歌序になっているのかは明確にし得ていない。どういう事情で詠まれた歌であるかによつて類別し歌群を構成しているだけであると思われるのである。また、よく言われるように、後撰和歌集には贈答歌が大変多い。本稿で扱つた四部立においては、古今和歌集では百十三首中に一組もないのに対し、後撰和歌集では百二十二首中に二十四組五十首を載せる（ただし「羈旅」十八首には一組もない）。贈答歌を多数載せながら同時に歌問の言葉の緊密な構成を考へて排列することは難しいように思われる。

本稿で扱つた四部立を見るかぎり後撰和歌集は歌を分類して載せる記録簿と見える。古今和歌集においては、古今和歌集という歌集を持つ文脈内に置かれることによつて、各歌はもと詠まれたときは別の意味を担い持つことになる²⁾。後撰和歌集では、古今和歌集のように歌に別の意味が生じるのを嫌い、詠まれたままを歌集に載せようとしたと考へられる。「詞書と歌に

よる一つの世界がそれぞれ独立している」と言われるとおりであらう。

注

- (1) 「俱居雜錄」(賀茂真淵全集第四) 吉川弘文館、明治二十九年
- (2) 風巻景次郎「新古今時代」(人文書院、昭和十一年。のち「風巻景次郎全集第六卷」桜風社、昭和四十五年)
- (3) 長濱民子「後撰集についての一考察」(国文)第四号、昭和三十年七月
- (4) 松田武夫「後撰集の組織における「混乱」について」(国語と国文学)第三十四卷第十二号、昭和三十一年十二月
- (5) 辻田昌二「後撰集四季部の歌の排列」(平安文学研究)第三十四輯、昭和四十年六月
- (6) 寺内由紀子「後撰集の日常歌的性格―分類排列意識の特色―」(国文)第二十八号、昭和四十三年一月
- (7) 杉谷寿郎「後撰集四季部の排列―巻一・春上を例として―」(語文)第六十四輯、昭和六十一年三月。のち「後撰和歌集研究」笠間書院、平成三年、杉谷氏の排列研究の他の論も本書に載り、後撰和歌集の排列研究史がまとめられている
- (8) 久曾神昇「古今和歌集成立論研究篇」(風間書房、昭和三十六年)、松田武夫「古今集の構造に関する研究」(風間書房、昭和四十年)など。恋の部立の具体的な諸説一覽は、小泉弘「古今和歌集選」(有精堂、昭和四十五年)に見られる。
- (9) 恋・雑の部立の排列については長尾高明「主題配列に関する批判的考察」(後撰和歌集の研究)〔日本學術振興會、昭和四十五年〕、恋の部立の排列については黄井有紀「後撰和歌集」恋部緒論「歌排列の一視点―」(中京国文学)第十六号、平成九年三月)、雑の部立の排列については芦田耕一「後撰和歌集の構成―大輔歌群―において―」(島大國文)第十二号、昭和五十七年十二月)、「後撰集雜四の主題」(藤岡忠美編「古今和歌集連環」和泉書院、平成一年)、などがある。

(10) この四部立を扱うのは、主要な三部立である「四季」「恋」「雑」に対し末二巻に同じように収められていて、似通った編集方針で歌が排されている可能性が高いためである。

(11) 今野厚子「後撰集巻第二十慶賀の特質」(「解釈」第四十三卷第十二号、平成九年十二月)、「後撰和歌集と藤原実頼」巻第二十慶賀を中心に「佐賀大國文」第二十五号、平成九年三月)

(12) 各歌には、必要に応じて部立中の何首目にあたるかと、新編国歌番号を示す。本文は天福本のをわたくしに漢字仮名交じりにして示す。

また、後撰和歌集の本文は諸伝本で歌の出入りが多い。末二巻については、巻二十は諸本間で歌の出入りが全く無いのだが、巻十九では集内での重出歌・部立内での歌の移動がある。排列を扱うならば歌の出入りへの留意が必要であるが、本論では、とりあえず天福本に拠って歌群構成の原則の概要を確認することとし、歌の出入りについての言及をしない。また、先立つ古今和歌集との、歌群の主題の相違について言及したいところが紙幅の関係でそれも省略する。

(13) 注(6)の前掲論文。工藤重矩校注「後撰和歌集」(和泉古典叢書3、和泉書院、一九九二年九月) 頭注最末尾。杉谷寿郎「研究の現段階と展望(昭和五十六年)」(「後撰和歌集研究」所収)にも同様の指摘がある。杉谷氏は「四季部以外の」各部は時節、時間などによって統一されてはいない」と補足される。

(14) 七首目1392が「女四の親王みこの文みづかの侍りけるに、書きつけて内侍のかみ」と、十四首目1393と同様な内容の詞書を持つが、歌には手紙のことは扱えられず、「形見の子」がないことが悲傷される。異なる歌群として扱える所以である。

(15) 後述するように様々な縁者を哀傷する歌群の歌として扱える九首目1394を除くと、第三者の歌としてまず載るのは十七首目1402であるが、十七首目は「涙に流してぞ来し」と伊勢が悲しむ当事者として詠んだ歌であるのに対して、当該歌は「世の中の悲しき事をきく」と第

三者の立場で詠まれており、違いがある。

- (16) 承保三年本では、詞書「同じ年の春」歌「もろともにおきみし野辺の」とある。

- (17) 二首目137・三首目138の贈答と十四首目139にも「夢」という詞が歌に含まれるが、亡くなった人を実際に夢に見る事に関わる歌は、部立中にこの三十五首目140・二十六首目141だけである。

- (18) 「たかとをが妻」とあるのは、その方が解し易いところから伝世中に本文に手が増えられたものと考ええる。兎落としなどの意図せざる本文異同がないかぎり「たかとをが妻」から「たかとを」へと本文が変化する可能性は低いと思われる。

- (19) 未定稿説には中山美石『後撰集新抄』以下多くがある（先掲の杉谷寿郎『後撰和歌集研究』や田島毓堂『後撰和歌集研究史』（東海学園女子短期大学国語国文学会、昭和四十五年）に詳しい）。草稿本流布説には村瀬敏夫『後撰集撰述考』（『文学・語学』第二号、昭和三十一年十二月）がある。

- (20) 今野（鬼塚）厚子氏は、『後撰集卷第十九離別歌の配列』（『万葉研究』第十五号、平成六年十二月）において、「離別」を前半と後半に分けた上で、隣接する歌の歌詞に緊密な連関があると指摘する。前半と後半とを分ける指標に事実誤認がある上に、どういう編集方針で隣接する歌同士に「緊密な関係」があるのかが明確でなく、隣接する歌々に「緊密」といえるほどの関係が部立全体に渡ってあるかは疑問である。

- (21) 小西甚一『日本文藝史2』二五九頁（講談社、昭和六十年）
(22) 注（6）の前掲論文。

（ふくだ たかし 筑波大学附属駒場中・高等学校）